

サーベイメータ運用マニュアル

(目的)

第1条 公益社団法人高知県診療放射線技師会(以下「本会」という)が所有するサーベイメータの運用を円滑におこなうために以下のことを定める。

(保管場所)

第2条 サーベイメータは本会事務所に保管する。

(運営方法)

第3条 測定に関する問い合わせ依頼等に関する対応は、すべて事務局が担当する。

2 事務局は測定担当者ならびに依頼者と協議し、日程を調整する。

3 事務局は必要に応じて行政に連絡を取り、指導を受ける。

4 測定に関する費用は、事務処理費等を含めて、一律 20,000 円とする。なお、2 室以上測定する場合は、1 室に付 10,000 円を追加する。

5 費用の徴収および測定結果の依頼者への報告はすべて事務局が行う。

(測定者および測定方法)

第4条 放射線測定委員会を設置し、若干名の測定担当者を置く。

2 測定方法に関しては、本会の作成した放射線測定マニュアルに従って作成し依頼者に報告する。

3 測定者は測定結果を規定の様式に従って作成し事務局に報告する。

(機器予約)

第5条 受付は本会事務所への電話及び本会への電子メール等にておこない、予約制とする。

2 貸し出し受付者または漏洩線量測定担当者は、予約記録を記帳する。

(貸し出し期間)

第6条 本会のサーベイメータの貸し出しは原則として1週間以内とする。

2 会員以外への貸し出しは所定の用紙に必要事項を記入してもらう。

(使用料金)

第7条 本会会員への貸し出しは無料とする。

2 会員以外への貸し出しは 1,000 円 / 1 日とする。

3 災害などの緊急時にはこの料金は徴収しない。

(校正と保管)

第8条 前回の校正日から 1 年を越えない期間で校正をおこなう。

2 校正担当者は校正証明書を作成する。

3 校正証明書原本は事務所に保管し、複写をサーベイメータに付帯する。

4 原本はそのサーベイメータを廃棄処分してから 5 年間保存する。

5 複写は更新したら廃棄する。

附 則

1 この規程の改廃は、理事会で決定する。

2 この規程は、平成 23 年 4 月 19 日より施行する。

3 この規程は、改定により平成 25 年 4 月 1 日より施行する。